

世田谷区告示第689号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

指定医療機関一覧(辞退)

1/1 頁

[illegible]